

新設規制に関する事前評価書

規 制 の 名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設
担 当 部 局	廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室
評 価 実 施 時 期	平成16年2月
規 制 の 概 要	<p>【目的・指標】 廃棄物の不適正処理等による生活環境の保全上の支障の防止</p> <p>【制度の概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正し、以下の制度を創設。</p> <p>廃棄物が地下にある土地であって土地の形質の変更により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を都道府県知事が指定区域に指定し、指定区域内における土地の形質の変更について都道府県知事への届出を義務付けることとする。</p> <p>廃棄物の処理施設において事故が発生した場合の応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付けることとする。</p> <p>人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（指定有害廃棄物）を基準に適合しない方法で処理した者を処罰することとする。</p> <p>不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰することとする。</p>
規 制 の 必 要 性	<p>廃棄物の最終処分場は、維持管理を行わなくても汚水やガスが生じない旨の確認を受けた場合には、廃止をすることができ、その後の維持管理等の義務がなくなるが、土地の掘削その他の土地の形質の変更により、安定していた廃棄物が攪拌されること等による生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがある。このような、廃棄物の最終処分場の跡地等における土地の形質の変更によるリスクを未然に防止する必要がある。</p> <p>近年、廃棄物の処理施設において深刻な事故が多発しており、事故発生の際に生じる廃棄物や汚水の飛散・流出等による生活環境の保全上の支障を防止するため、適切な応急措置の実施及び廃棄物担当部局への速やかな届出を義務付ける必要がある。</p> <p>硫酸ピッチの不適正保管が全国各地で深刻な社会問題になっており、このような極めて危険な廃棄物の不適正な処理を処罰する必要がある。</p> <p>最近の不法投棄・不法焼却は、警察等の監視に気付き、実行に着手せずに、他の場所に移動して犯行に及ぶといった極めて悪質な事例が増えてきており、このような悪質な不法投棄等の</p>

	未然防止を徹底する必要がある。
期待される効果	<p>廃棄物が地下にある土地における土地の形質の変更による生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止することができる。</p> <p>廃棄物の処理施設において事故が発生した場合の被害の拡大を防止することができる。</p> <p>硫酸ピッチのような特に危険な廃棄物の不適正処理による人の健康や生活環境への被害を未然に防止することができる。</p> <p>不法投棄等の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬した者を処罰することにより、不法投棄等の未然防止を徹底することができる。</p>
予想される国民の負担	<p>指定区域内において土地の掘削その他の土地の形質の変更を行おうとする者は、都道府県知事への届出が義務付けられる。</p> <p>廃棄物の処理施設の設置者は、処理施設において事故が発生した場合に都道府県知事への届出が義務付けられる。</p> <p>指定有害廃棄物の基準に適合しない処理を行った者に対する規制の強化であり、基準に適合した適正な処理を行っている者に追加的な負担を強いるものではない。</p> <p>不法投棄等の違法行為を行おうとする悪質な者に対する規制の強化であり、適正な処理を行っている者に追加的な負担を強いるものではない。</p>
学識経験を有する者の活用	<p>本法案は、学識経験者をその委員として含む中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会における議論の結果、本年1月に中央環境審議会からなされた意見具申（「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」）を踏まえて検討されたものである。</p> <p>（意見具申については http://www.env.go.jp/council/toshin/t03-h1507.pdf を参照）</p>
評価に当たって使用した資料その他の情報	<p>地方公共団体や産業界からも硫酸ピッチの不適正処理に対する対策や不法投棄に対する罰則の強化等を求める要望が多く出されている。</p>
評価結果	<p>硫酸ピッチの不適正処理、廃棄物の不法投棄等の多発、廃棄物の処理施設における事故の発生など、現在直面する廃棄物を巡る諸課題に対し、今回の法改正によって新設される規制により、相当の効果があるものと考えられる。</p>